



一般財団法人京都ユースホステル協会

海外手配旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、一般財団法人京都ユースホステル協会（京都市右京区太秦中山町29番地宇多野ユースホステル内観光長官登録旅行業1928号（一社）日本旅行業協会正会員、以下「当協会」といいます。）この旅行に参加されるお客様は当協会と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは、当協会がお客様の委託により、お客様のために代理・媒介又は取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当協会旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当協会約款」といいます。）によります。
- (4) 当協会が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当協会の債務の履行は終了致します。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当協会がその義務を果たした時には、当協会所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）をお支払いいただきます。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当協会又は当協会の受託営業所（以下「当協会ら」といいます。）にて当協会所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、当協会が別に定める料金の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当協会らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) 旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し申込金を受領した時に成立いたします。
- (3) 当協会らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当協会らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当協会らに申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当協会らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (4) 旅行契約は、電話による当協会が契約締結を承諾し、申込金を受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他通信手段でのお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当協会らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。
- (5) 「旅行申込書」にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合に当協会所定の取消料をいただきます。
- (6) 団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当協会が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。
- (7) 旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（eチケット、ホテルクーポン等を含む）をお渡しする場合、当協会が口頭によりお申込みを承諾した時点で契約は成立いたします。
- (8) 当協会らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (9) 契約責任者は、当協会らが定める日までに、その団体・グループを構成する旅行者（以下「構成員」といいます）の名簿を当協会らに提出しなければなりません。

- (10) 当協会らは、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (11) 当協会らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3.申込条件

- (1) 申込時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発空港までの付添いや到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- (3) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方は、その旨旅行の申込時にお申出ください。当協会は可能かつ合理的な範囲で応じますが、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。また医師の健康診断書を提出していただく場合や、運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合もあります。
- (5) その他当協会の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4.旅行代金のお支払い

- (1) 「旅行代金」とは、当協会が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当協会所定の旅行業務取扱料金（変更手続き料金及び取消手続き料金を除きます。）をいいます。
- (2) 旅行代金(旅行代金から申込金を差し引いた額)は旅行開始日を基準として2週間前の同曜日に当る日より前に、当協会の指定した方法によってお支払いいただきます。
- (3) 当協会は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属するものとします。
- (4) ペックス航空券等で、ご予約からチケットの発券までに日数の制約がある場合においては、旅行代金の全額をお申込み時にお支払い頂く場合がございます。

5.空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

- (1) 航空券発券時に徴収となります空港諸税、航空保険料、燃油サーチャージ等は運賃本体には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子ども種別に準じます。
- (2) 日本円換算額は、旅行契約の成立時点で確定します。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。
- (3) 本項(2)の規定にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、当該時点における当協会発券レートにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、本項(2)で確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。
- (4) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消手数料を申受けます。

6.旅行代金の変更

- (1) 当協会は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当協会は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、速やかに旅行代金の精算をさせていただきます。
- (3) お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合(帰路便を放棄された場合)は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

7.契約内容の変更

- (1) お客様が、旅行日程・旅行サービス等の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当協会は可能な限りその求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消すために運送・宿泊機関等に対して支払う取消料・違約料その他の手配変更に必要な費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3) 上記変更に必要な費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当協会所定の変更手数料をお支払いいただきます。

※変更についての規定および変更料・変更手数料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。当協会係員にてご確認ください。

8.契約の解除

- (1) お客様による任意解除

お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし、契約の解除は、お申込みいただいた営業所の営業時間内にお申出ください。お申込みいただいた営業所の営業日、営業時間は、お客様ご自身でもご確認ください。

- 1) お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- 2) お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・取消手数料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
- 3) 当協会所定の取消手数料

※取消についての規定および取消料・取消手数料については、お申込みの旅行サービス（航空券の種類等）により異なります。別紙にてご確認ください。

- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除

当協会は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。

- 1) お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
- 2) お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
- 3) 当協会所定の取消手数料

- (3) 当協会の責に帰すべき事由による解除

当協会の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当協会は、旅行代金から、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻しいたします。

9.当協会の責任

- (1) 当協会又は当協会が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に対して通知があった場合に限りです。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当協会は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - 1) 天災地変・戦乱・暴動・航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、または搭乗を拒否された場合。
 - 2) 航空会社の過剰予約受付（オーバードッキング）により、予約を取り消され又は搭乗を拒否された場合。
 - 3) お客様がご出発（帰路便）の72時間前までに予約の再確認（リコンファーム）及び出発時刻の確認を怠ったために、予約を取消され航空券が無効になった場合。
 - 4) お客様が搭乗受付時間に遅れて搭乗できなかった場合。

- 5) お客様が航空券等の紛失及び盗難に遭われた場合。
 - 6) その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当協会に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当協会が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

10.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

11.お客様が出発するまでに実施する事項

- (1) 旅券・査証について
 - 1) 旅券（パスポート）：旅行参加には、契約書面等で記載の残存有効期限を満たす旅券が必要です。
 - 2) 査証（ビザ）：旅行参加には、契約書面記載の国の査証が必要です。

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出国手続資料の作成等はおお客様ご自身の責任で行なっていただきます。ただし当協会らは、所定の料金を申し受け、別途契約（渡航手続代行契約）として渡航手続の一部代行を行ないます。この場合、東京カイラはおお客様ご自身が起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任は負いません。

日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問合せください。

- (2) 保健衛生について
渡航先（国又は地域）の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認ください。
- (3) 海外危険情報について
渡航先（国又は地域）によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)でもご確認ください。

12.通信契約による旅行条件

当協会らは、当協会が発行するカード又は当協会が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当協会が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 申し込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当協会らに通知していただきます。

- (3) 通信契約による旅行契約は、当協会らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当協会らがその通知を発送した時に成立し、当協会らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当協会らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「パンフレットに記載する金額の旅行代金」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当協会らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当協会らは通信契約を解除し、当協会らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は旅行業務取扱料金のうち取消料と同額の違約料を申し受けます。

13.個人情報の取扱い

一般財団法人京都ユースホステル協会（以下「当協会」といいます。）及び下記「販売店」欄記載の受託旅行者（以下「販売店」といいます。）、「当協会」及び「販売店」を指して当協会らといいます。

- (1) 当協会らは、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当協会の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当協会及び当協会と提携する企業や団体の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見や感想のお願いのため、7.アンケートのお願いのため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料作成のために利用させていただきます。
- (2) 上記 2.3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該する契約書面に記載する旅行申込窓口宛にご出発の10日前までにお申し出ください。（注：10日前が水・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい）
- (3) 当協会らはお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、当協会らの営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当協会個人情報保護管理責任者が責任を持って管理します
- (4) 当協会は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5) お客様は、当協会の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口は当協会総務部となります。
- (6) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者（総務部長）

問い合わせ先窓口：当協会総務部

電話：075 - 462 - 2312 FAX：075 - 462 - 2289 E-mail：kyh@yh-kyoto.or.jp

営業時間：10:00～18:00（水曜日・日曜日・祝日を除く）

14.その他

- (1) 海外旅行保険
病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費等が係る場合があります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収など大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺症等を担保するため、お客様ご自身で十分な海外旅行保険に加入することをオススメします。海外旅行保険については、販売店の係員にお問合せください。
- (2) マイレージサービス

航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何に問わず当協会は責任を負いません。

15.手配旅行約款について

この条件書に定めない事項については当協会旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

当協会の旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求下さい。当協会旅行業約款は、当協会ホームページ（<http://www.yh-kyoto.or.jp>）からもご覧になれます。

16.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、契約書面に明示した日となります。